



公立大学法人による出資の範囲について

令和6年4月24日

文部科学省高等教育局大学教育・入試課

国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の比較

■ 基本的な考え方

独立行政法人制度においては、出資業務は個別法で定めをおいた場合にのみ認めることとされており（「中央省庁等の改革の推進に関する方針」平成11年4月閣議決定）、国立大学法人法、地方独立行政法人法においても、これにならって根拠規定が置かれている。

これは、国民のニーズに対応していない業務が自己増殖的に増えることを防止するとともに、見込みの薄い出資により法人の財務基盤を害することのないようにする趣旨である。

公立大学法人の出資範囲については、国立大学法人法における制度改革を踏まえ、その実績や、設置団体である地方公共団体や公立大学法人のニーズに応じて対応がなされてきたところ。

■ 国立大学法人と公立大学法人の出資範囲の違い

	特定大学技術移転事業者 承認TLO	成果活用促進事業者 研究所・OI機構等	特定研究成果活用支援事業者 認定VC等	特定研究成果活用事業者 コンサル等	指定国立大学研究成果活用 事業者 大学発ベンチャー (商品開発等)	教育研究施設管理等 事業者
国立大学法人	○ 6/86 (平成16年度～)	○ 5/86 (令和3年度～)	○ 7/86 (平成26年度～)	○ 8/86 (令和4年度～)	△ 1/10 (令和4年度～)	○ 2/86 (令和4年度～)
公立大学法人	○ (平成28年度～)	○ (令和3年度～)	×	×	×	×

○:出資可 △:指定国立大学法人のみ出資可 ×:出資不可 記号横の数字は実績 ()囲いは対象事業者への出資が可能になった年
※ 大学共同利用機関4法人を含む

■ 国立大学法人の出資範囲の拡大に関する考え方

出資対象の追加は、出資対象業務に事業としての可能性が見込まれるだけの成熟性と、政策的見地から出資の対象とする必要性、事業の公共性などが認められることが必要。

(例)コンサルティングや研修・講習を行う事業者への出資について

平成29年:指定国立大学法人に限定 ⇒ 令和4年:全ての国立大学法人へ拡大

・平成29年度から大学の研究成果を普及・活用を促進し、大学の社会貢献機能を高めるため出資業務として追加。その対象としては、出資対象事業として実施するために必要な質の高い研究成果が大学内に豊富に存在することが想定される指定国立大学法人に限定

・令和3年度までに4法人において5社のコンサル等への出資が認可

・指定国立大学法人による先行実績を踏まえつつ、大学の有するシーズやノウハウの社会への還元をより一層促進すべく、令和4年度から対象を全国国立大学法人に拡大(令和6年3月末時点 8法人10社)

○ 公立大学法人の出資範囲については、国立大学法人における出資の状況を踏まえ、全公立大学法人に展開できるよう検討していく。 2

国立大学法人の出資の範囲

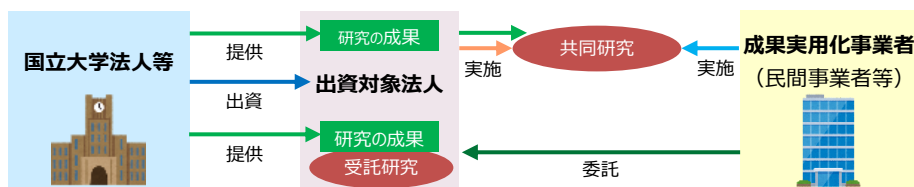
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。（< > 囲いは対象事業者への出資が可能になった年）

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

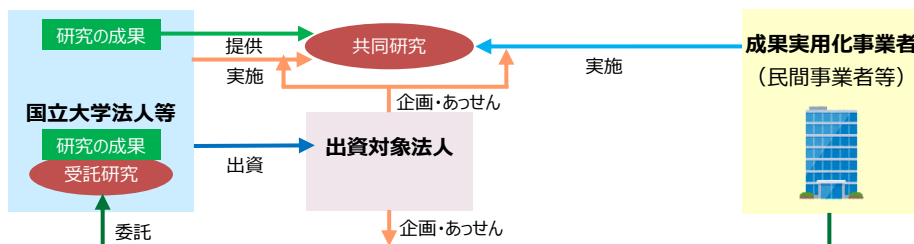
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

（例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**）



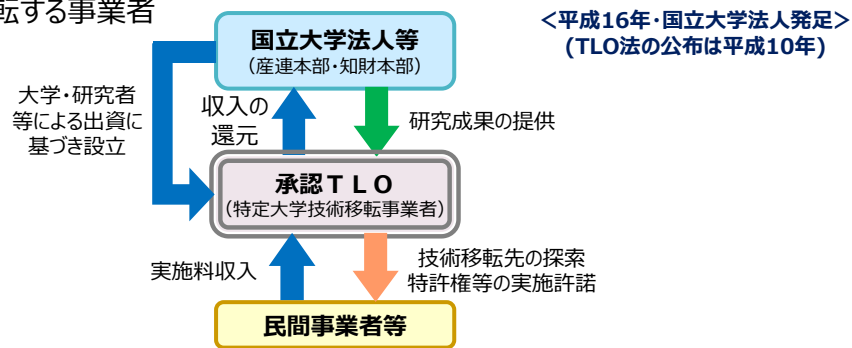
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あつせん**する事業者

（例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**O I 機構**）



2. 特定大学技術移転事業者（承認TLO）【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

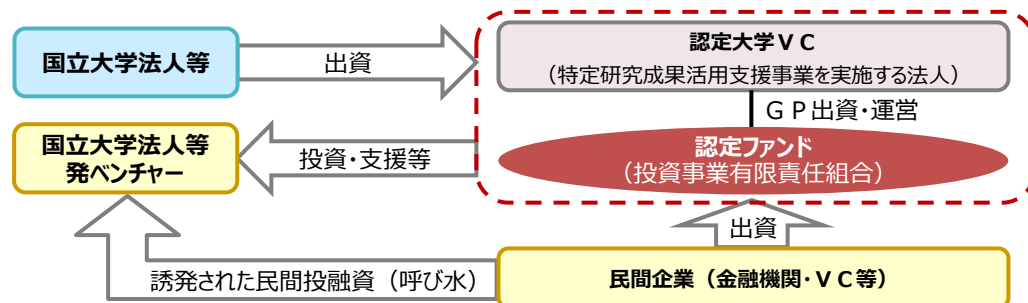


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

<令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正>（産業競争力強化法の公布は平成25年）

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定VC・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

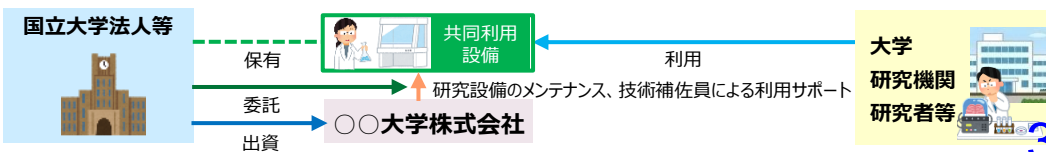
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



成果活用促進事業者

研究所・OI機構等

- ・筑波大学
- ・東北大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)
- ・浜松医科大学
- ・九州大学

特定大学技術移転事業者

承認TLO

- ・新潟大学
- ・東京大学
- ・京都大学
- ・和歌山大学
- ・神戸大学
- ・東北大学

特定研究成果活用支援事業者

認定VC等

- ・京都大学
- ・大阪大学
- ・東北大学
- ・東京大学
- ・金沢大学
- ・東京農工大学
- ・東京工業大学

研究成果活用事業者

コンサル等

- ・京都大学
- ・東京大学
- ・東北大学
- ・東京工業大学
- ・大阪大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)
- ・九州工業大学
- ・九州大学

指定国立大学研究成果活用事業者

大学発ベンチャー (商品開発等)

- ・東北大学

教育研究施設 管理等事業者

- ・東北大学
- ・東海国立大学機構
(名古屋大学)

參考資料

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・トップ10%論文の状況

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合
- ・大学発ベンチャー設立数の割合（第4期～）

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）
- ・外国人教員割合（第4期～）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 出資対象範囲の拡大※（大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）
- 理事を2名まで増員可

※大学の研究成果を活用したコンサルティング会社等への出資については、令和4年4月より全国立大学法人に対象を拡大

3. 指定の状況

指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【第3期指定について】

- 国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）
- 国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（平成30年3月20日指定）
- 国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）
- 国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

【第4期指定について】

- 国立大学法人筑波大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人東京医科歯科大学（令和2年10月15日指定）
- 国立大学法人九州大学（令和3年11月22日指定）